

の下に左記の通り協定したるに付両者の名に於て之を公表す

一、解雇者に対する手当

イ、會社は解雇者に対し曩に支給したる退職給與金を加算し解雇者一人當金  
二百円として計算したる金額を一括して主會人に交付し解雇者に対する分配  
方を一任する事、

ロ、會社は更に金壹萬圓を主會人に交付し解雇者に対する分配を一任する事、  
ニ、工場復帰者に対する手当  
會社は工場復帰者に対し臨時手当として各自に日給十三日分相當額を支給する  
事、

二、逆轉

二月十八日夜職工側は小石川區表町傳通院に集合し、  
代表者高田幸松、南喜一、本沢兼次、の三名より交渉願未  
を報告し前記を協案を示して賛否を諮りたるに満場異議  
なく承認した。

然るに曩に會社の勧誘に應じ就業したる軟派職工（職  
工長以下約六百二十名）等は該協案に基きて復帰する職工との

折合を懸念し（この朝罷業職工の一面は工場下取り之等並  
業職工に對し示威的行動を亦せし爲め一同不安の念に襲  
はる）左記の如き要求を提出して十九日朝業一斉罷業に  
移り波瀾は更に波瀾を生むに至つた。

要求の内容

(1) 今日迄の帰参者に三十日分の手当を支給すること

(2) 今後復帰したる組合員の壓迫のため余儀なく退職する者には規定の退職手  
当の外に金五百円を支給すること

不用意の間本勅発せる第二次の争議に對し會社は頗る  
狼狽し直ちに調印延期を宣し、二十日早朝より重役會議  
を開き旭首激議の結果遂に該協案の撤回を決議し軟派  
職工派への旨を傳へ慰撫大いに努力漸く一同を就業せ  
しめ、翌日右の事情を石山、皆川の兩人に通じ争議團に傳  
達せしめ、更には二十二日都下各新聞社に對し左記の如き  
理由書を發表した。